

別表六（二十一）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12第1項若しくは第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》又は令和6年改正前の措置法（以下この記載要領において「令和6年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項若しくは第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「税額控除限度額18」の欄は、通算法人が措置法第42条の12第6項第3号又は令和6年旧措置法第42条の12第6項第1号に規定する適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限りします。）において措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額を記載します。

- (1) 30万円に「特定新規雇用者基礎数7」の数を乗じて計算した金額に、別表六(二十一)付表「10」の割合を乗じて計算した金額
- (2) 20万円に「移転型特定新規雇用者基礎数9」の数を乗じて計算した金額に、別表六(二十一)付表「11」の割合を乗じて計算した金額
- (3) 20万円に「特定非新規雇用者基礎数12」の数を乗じて計算した金額に、別表六(二十一)付表「12」の割合を乗じて計算した金額
- (4) 20万円に「対象移転型特定非新規雇用者基礎数17」の数を乗じて計算した金額に、別表六(二十一)付表「13」の割合を乗じて計算した金額

3 「基準年度」の欄は、措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同条第2項に規定する要件適格法人の次に掲げる規定の適用を受ける事業年度を含みます。）を記載します。

- (1) 措置法第42条の11の3第1項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定
- (2) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の2第1項又は第4項《特別償却不足額がある場合の償却限

度額の計算の特例》の規定

- (3) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の3第1項から第3項まで、第11項又は第12項《準備金方式による特別償却》の規定
- (4) 措置法第42条の11の3第2項の規定

4 「地方事業所特別税額控除限度額25」の欄の記載に当たっては、次によります。

- (1) 当該事業年度が1年に満たない場合（(2)に規定する場合を除きます。）には、「40万円」とあるのは「 $40\text{万円} \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」と、「30万円」とあるのは「 $30\text{万円} \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」として記載します。
- (2) 基準日（措置法第42条の12第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受けた日（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同条第6項第1号に規定する特定業務施設の新設に係るものであり、かつ、同日が令和6年4月1日以後である場合には、当該特定業務施設を事業の用に供した日）をいいます。）の翌日以後2年を経過する日を含む同条第6項第3号又は令和6年旧措置法第42条の12第6項第1号に規定する適用年度において措置法令第27条の12第16項各号《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》又は令和6年改正前の措置法令第27条の12第16項各号《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》に掲げる場合に該当する場合には、「40万円」とあるのは

$$\left[40\text{万円} \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から基準日を含む事業年度開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12} \right]$$

と、「30万円」とあるのは

$$\left[30\text{万円} \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から基準日を含む事業年度開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12} \right]$$

として記載します。

5 「地方事業所特別基準雇用者数に関する明細」の各欄の記載に当たっては、次によります。

- (1) 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数36」の各欄は、令和6年旧措置法第42条の12第6項第15号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、同号に規定する証明がされた数を記載します。
- (2) 「措法第42条の12第6項第16号イに掲げる数37」及び「措法第42条の12第6項第16号ロに掲げる数38」の各欄は、措置法第42条の12第6項第16号に規定する基準日以後に終了する各事業年度ごとに、

同号イ及びロに規定する証明がされた数をそれぞれ記載します。

- (3) 「36」から「38」までの各欄の内書には、(1)及び(2)により記載した数のうち措置法第42条の12第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第6項第1号に規定する特定業務施設に係る数を記載します。
- (4) (1)から(3)までにより記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。